

## 山梨県燃料電池関連産業集積・育成支援事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 燃料電池関連産業集積・育成支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号、以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、県内企業が行う燃料電池に関する人材育成や研究開発を支援することにより、燃料電池及びその関連機器に係る企業の技術力向上を図り、関連産業への参入を促進させることを目的とする。

### (補助対象者)

第3条 この補助金の対象となる者は、山梨県内に本店、製造拠点又は研究開発拠点を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者をいう。）であって、次条第1項各号で定める事業を行おうとするもの（以下「県内中小企業」という。）、又は当該事業の主要部分を実施する県内中小企業並びに他の企業、大学及び公設試験研究機関等で構成されたグループ（次条第1項第1号において「県内中小企業グループ」という。）とする。

### (交付の対象、補助金の額及び補助率)

第4条 知事は、次の各号に掲げる事業に必要な経費であって、別表1に掲げるもののうち必要と認められるものについて、予算の範囲内において補助金を交付する。

#### 一 研究開発事業

##### (ア) 事業化研究枠

県内中小企業又は県内中小企業グループが実施する燃料電池又は関連製品の事業化、製品化のための研究開発であって、第6条に規定する審査会で適当と認められたもの

##### (イ) 事業化可能性調査研究枠

県内中小企業又は県内中小企業グループが、自社の有する技術シーズを燃料電池又は関連製品の事業化、製品化に活用することができるか否か判断するために行う、試作品の開発およびその評価データの取得等の調査研究であって、第6条に規定する審査会で適当と認められたもの

#### 二 人材育成事業

県内中小企業がその従業員に対し燃料電池に関する技術や知見を取得させ、将来の製品開発に携わる人材を育成するために行う、山梨大学大学院への自社従業員の派遣であって、第6条に規定する審査会で適当と認められたもの

2 知事が交付する補助金の補助率及び限度額は、別表2に掲げるところによる。

### (交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助事業申請者」という。）は、燃料電池関連産業集積・育成支援事業費補助金交付申請書（様式第1）に、必要関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

### (交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、燃料電池関連産業集積・育成支援事業費補助金交付決定通知書（様式第2-1）により補助事業申請者に通知するものとする。また、適当と認めないときは燃料電池関連産業集積・育成支援事業費補助金不交付決定通知書（様式第2-2）により補助事業申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の決定にあたり、必要に応じ条件を付すことができる。

- 3 知事は、第1項の決定を行う場合は、燃料電池関連事業者の研究開発者及び有識者等で構成する審査委員会の意見を聴取するものとする。
- 4 審査委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。
- 5 第1項の規定にかかわらず、知事は、補助事業申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定をしないことができる。
  - 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。次号において「暴力団対策法」という。）第二条第二号に規定する暴力団をいう。第三号から第五号までにおいて同じ。）
  - 二 暴力団員（暴力団対策法第二条第六号に規定する暴力団員をいう。次号から第五号までにおいて同じ。）
  - 三 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
  - 四 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下この号において「人格のない社団等」という。）を含む。）であつて、その役員（人格のない社団等の代表者又は管理人を含む。）のうちに暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がある者
  - 五 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者がその事業活動を支配する者
  - 六 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記一から五までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
  - 七 上記の二から六に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人

（申請の取り下げ）

- 第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、前条の規定による通知に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、補助金交付決定通知を受けた日から20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。
- 2 前項による申請の取り下げがあつたときは、当該申請に係る補助金の交付決定は、なかつたものとみなす。

（補助事業計画変更の承認）

- 第8条 補助事業者は、交付決定を受けた補助金について次の各号の一に該当するときは、あらかじめ燃料電池関連産業集積・育成支援事業費補助金事業変更承認申請書（様式第3）を知事に提出し、その承認を得なければならない。
- 一 事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、補助対象経費の費目間相互において、いずれか低い額の20%以内の額を増減させる場合を除く。
  - 二 事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助の目的及び事業の進捗に影響を及ぼさない範囲の消耗品等の数量、規格の変更、機械等の仕様の変更、その他事業計画の細部の変更であつて、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合を除く。
- 2 知事は、前項の承認にあたり、必要に応じ条件を付すことができる。

（補助事業の中止又は廃止）

- 第9条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、燃料電池関連産業集積・育成支援事業費補助金に係る補助事業の中止（廃止）承認申請書（様式第4）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業遅延の報告）

- 第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき又は補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに燃料電池関連産業集積・育成支援事業費補助金補助事業遅延報告書（様式第5）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

（遂行状況報告）

第11条 補助事業者は、事業期間の概ね中間を経過した日における補助事業の遂行状況について、燃料電池関連産業集積・育成支援事業費補助金事業遂行状況報告書（様式第6）を、知事に提出しなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了した日若しくは補助事業の中止又は廃止の承認を受けた日から起算して一箇月を経過した日又は事業完了年度の翌年度4月10日のいずれか早い期日までに、燃料電池関連産業集積・育成支援事業費補助金事業実績報告書（様式第7）に必要関係書類を添え、知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第13条 知事は、前条の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、燃料電池関連産業集積・育成支援事業費補助金額の確定通知書（様式第8）により当該補助事業者へ通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により補助金の額を確定した場合は、補助金を当該補助事業者へ交付するものとする。

（財産の処分及び管理）

第14条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し又は効用が増加した知事が別に定める財産（以下「取得財産等」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等を補助金の交付目的と異なる用途に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするとき（補助事業者が規則第六条第二項の規定による条件に基づき、補助事業者等が交付を受けた補助金等の全部に相当する金額を県に納付した場合又は補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して知事が別に定める期間を経過した場合を除く。）は、あらかじめ燃料電池関連産業集積・育成支援事業費補助金に係る財産処分申請書（様式第9）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

3 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

（成果の企業化等）

第15条 補助事業者は、補助事業の成果を企業化するよう努めなければならない。

2 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎会計年度終了後30日以内に当該補助事業に係る過去1年間の企業化状況等について、燃料電池関連産業集積・育成支援事業費補助金に係る企業化状況報告書（様式第10）を知事に提出しなければならない。

3 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る会計年度の終了後3年間保存しなければならない。

（産業財産権等に関する届出）

第16条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案等に関して、特許権、実用新案権、意匠権又は著作権等（以下「産業財産権等」という。）を補助事業年度又は補助事業年度の終了後5年以内に出願若しくは取得した場合又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定した場合には、遅滞なく燃料電池関連産業集積・育成支援事業費補助金に係る産業財産権等届出書（様式第11）を知事に提出しなければならない。

（収益の納付）

第17条 知事は、第15条第2項の規定により提出された報告書により、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後、補助事業者が補助事業に基づく成果の企業化、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益が生じたと認め

たときは、当該補助事業者に対し、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(書類の保管)

第18条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区別し、補助事業に係る経理の収支を明らかにしておくとともに、これに関する帳簿及び証拠書類を補助期間が終了した日の属する年度の翌年度から5年間、整備保管しておかなければならない。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表 1 (補助対象経費)

事業区分	項目	経費の内容
研究開発事業	人件費	研究開発に従事する主任研究者の直接作業時間に対する人件費
	報償費	外部専門家の指導・助言を受けた場合の謝礼に要する経費
	旅費	外部専門家の指導・助言を受ける場合に必要となる経費
	原材料費	原材料及び副資材の購入に要する経費
	構築物費	構築物の購入、建造、改良、据付け、修繕又は借用に要する経費
	機械装置・工具器具費	機械装置又は工具・器具の購入、試作、改良、修繕、又は借用に要する経費（据付けに要する経費を含む。）
	外注加工費	外注加工に要する経費
	技術指導受入費	産業財産権等の導入に際しこれに伴う技術指導を受ける場合、又は当該研究開発を行うに当たって外部からの技術指導を特に必要とする場合において技術者等に支払われる経費
	研究開発委託費	研究開発の一部を大学及び他の企業等に委託する場合に要する経費
	試験・分析費 その他の経費	研究開発に必要な測定・分析・解析・評価に要する経費 上記に掲げるもののほか、知事が特に必要と認める経費
人材育成事業	役務費	山梨大学大学院に係る (1) 入学金 (2) 授業料

別表 2 (補助金の額及び補助率)

事業区分		補助率	補助限度額
研究開発事業	事業化研究枠	2 / 3	2,000万円
	事業化可能性調査研究枠	2 / 3	500万円
人材育成事業		1 / 2	— (※)

ただし、研究開発事業における人件費は、補助申請額の4分の1を上限とする。

※ 人材育成事業は、一補助事業者当たり2名を限度とする。